

○岡谷市立小・中学校学校評議員運営要綱

平成13年3月27日

教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡谷市立小・中学校管理規則(昭和38年岡谷市教育委員会規則第3号) 第20条の3の規定に基づき、学校が保護者や地域住民等の意見を反映させながら、その協力を得て、開かれた学校運営を推進するため、学校評議員(以下「評議員」という。)の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(役割)

第2条 評議員は、校長の求めに応じて、教育活動の実施、地域社会及び家庭や学校の連携の促進等、校長の学校運営に関して意見を述べ、又は助言を行う。

(委嘱等)

第3条 評議員の数は、一校6人以内とする。

2 評議員は、当該学校の職員以外の者で教育に理解及び見識を有する者のうちから、校長の推薦により、岡谷市教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 評議員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(秘密の保持)

第5条 評議員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運営)

第6条 評議員の運営は、校長の権限と責任において行うものとする。

2 会議は、校長の招集により開催する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成15年4月1日から施行する。